

令和6年生駒市議会（第5回）定例会議案

令和6年12月3日

生 駒 市

令和6年生駒市議会（第5回）定例会議案目録

議案番号	議 案 名	頁
報告第 15 号	市長専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び和解について)	1～2
報告第 16 号	市長専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び和解について)	3～4
議案第 81 号	専決処分につき承認を求めることについて (令和6年度生駒市一般会計補正予算(第5回))	5～13
議案第 82 号	令和6年度生駒市一般会計補正予算(第6回)	14～23
議案第 83 号	令和6年度生駒市国民健康保険特別会計補正予算(第2回)	24～26
議案第 84 号	生駒市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について	27～28
議案第 85 号	生駒市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について	29～30
議案第 86 号	生駒市テレワーク&インキュベーションセンター条例及び生駒市生涯学習施設条例の一部を改正する条例の制定について	31～33
議案第 87 号	生駒市下水道事業経営審議会条例の制定について	34～35
議案第 88 号	奈良県広域水道企業団への水道事業の統合に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	36～40
議案第 89 号	生駒市体育施設の指定管理者の指定について	41
議案第 90 号	生駒市体育施設の指定管理者の指定について	42
議案第 91 号	奈良県広域水道企業団設立準備協議会の廃止に関する協議について	43
議案第 92 号	奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の規約の変更について	44
議案第 93 号	生駒市固定資産評価審査委員会委員の選任について	45

報告第 15 号

市長専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

記

損害賠償の額の決定及び和解について

令和6年12月3日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定及び和解について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づいて議会の議決により指定された市長の専決処分事項である損害賠償の額の決定及び和解について、同項の規定により、下記のとおり専決処分する。

記

1 事故区分及び事故発生年月日

物損事故

令和6年8月21日（水）午前11時頃

2 事故発生場所

生駒市元町2丁目地内

3 損害賠償額

0円

4 事故の概要

県道生駒停車場宝山寺線の路上で公用自動車と相手方自動車双方のドアミラーが接触したもの。（市及び相手方：自損自弁）

令和6年10月28日

生駒市長 小 紫 雅 史

市長専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

記

損害賠償の額の決定及び和解について

令和6年12月3日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定及び和解について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づいて議会の議決により指定された市長の専決処分事項である損害賠償の額の決定及び和解について、同項の規定により、下記のとおり専決処分する。

記

1 事故区分及び事故発生年月日

物損事故

令和6年8月28日（水）午後8時頃

2 事故発生場所

生駒市緑ヶ丘地内

3 損害賠償額

1,680円

4 事故の概要

上記場所において、自転車で走行中、市道内のグレーチング同士の隙間にタイヤが落ち、乗車していた自転車のタイヤに損傷を与えたもの。（市の過失割合20%）

令和6年11月1日

生駒市長 小 紫 雅 史

議案第 81 号

専決処分につき承認を求めることについて

令和6年度生駒市の一般会計の補正予算（第5回）を定めることについては、市議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和6年10月2日別紙のとおり処分したから、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和6年12月3日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

専 決 処 分 書

令和 6 年度生駒市の一般会計の補正予算（第 5 回）を地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、専決処分する。

令和 6 年 1 0 月 2 日

生駒市長 小 紫 雅 史

令和 6 年度生駒市一般会計補正予算（第 5 回）

令和 6 年度生駒市の一般会計の補正予算（第 5 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5 2 , 8 9 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 9 , 6 6 3 , 0 9 9 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
16 県支出金		3,539,678	52,898	3,592,576
	3 委託金	196,295	52,898	249,193
歳 入 合 計		49,610,201	52,898	49,663,099

歳 出

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		5,480,887	52,898	5,533,785
	4 選挙費	31,610	52,898	84,508
歳 出 合 計		49,610,201	52,898	49,663,099

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 16 県支出金

(項) 3 委託金

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節分		説 明
				区	金額	
1 総務費委託金	195,927	52,898	248,825	4 選挙費委託金	52,898	総選挙・国民審査費委託金
計	196,295	52,898	249,193			

歳 出

(款) 2 総務費

(項) 4 選挙費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源の内訳		区分	金額	説明	
				財源					
				特定	その他				
2 総選挙・国民 審査費	0	52,898	52,898	52,898 (県委)	52,898	1 報酬	9,190	パターナム会計年度任用職員 5,076 選挙管理委員会委員 471 投票管理者 1,016 選挙立会者 2,384 開票立会者 19 開票立会人 224	
						3 職員手当等	19,790		
						7 報償費	405	365 40	各種協力謝礼 投票箱送致謝礼
						8 旅費	244	5 239	普通旅費 費用弁償
						10 需用費	3,303	1,463 37 355 1,328 20 100	消耗品費 燃料費 食糧費 印刷製本費 光熱水費 修繕料
						11 役務費	5,949	5,208 522 219	通信運搬費 手数料 保険料
						12 委託料	10,773		開票所設営・撤去等委託料 投票所物品配送委託料 選挙ポスター掲示場設置・撤去等委託料 選挙時登録システム委託料 選挙公報配布業務委託料 啓発業務委託料 入場整理券封入処理委託料
						13 使用料及び賃借料	2,100	42 634	複写機賃借料 自動車借上料

[単位 千円]

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				国庫支出金	特定地方債	財源その他	区分	金額		
										一般財源
									施設使用料 物品借上料	672 752
							17	備品購入費	選挙用備品	1,144
計	31,610	52,898	84,508	52,898						

補正予算給与費明細書

1 特別職

区分	職員数 (人)	給与費					合計 (千円)	備考	
		報酬 (千円)	給料 (千円)	期末手当 年間支給 率(月分)	地域手当 (千円)	その他の 手当 (千円)			計 (千円)
補正後	長等	3	29,412	12,685 3.40	1,766	88	43,951	51,429 その他の手当は通 勤手当	
	議員	22	133,920	55,019 3.40		188,939	38,962	227,901	
	その他の 特別職 計	957	95,158			95,158	1,355	96,513	
補正前	長等	982	229,078	67,704	1,766	88	328,048	47,795	375,843
	議員	3	29,412	12,685 3.40	1,766	88	43,951	7,478	51,429 その他の手当は通 勤手当
	その他の 特別職 計	22	133,920	55,019 3.40		188,939	38,962	227,901	
比較	長等	727	91,044				91,044	1,355	92,399
	議員	752	224,964	67,704	1,766	88	323,934	47,795	371,729
	その他の 特別職 計	0	0	0 0.00	0	0	0	0	0
比較	長等	0	0	0 0.00			0	0	0
	議員	0	0	0 0.00			0	0	0
	その他の 特別職 計	230	4,114				4,114	0	4,114
	計	230	4,114	0	0	0	4,114	0	4,114

補正予算給与費明細書

2 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給与費				合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)		
補正後	(781) 830	923,315	3,257,287	2,912,072	7,092,674	8,359,713	
補正前	(767) 830	918,239	3,257,287	2,892,282	7,067,808	8,334,847	
比較	(14) 0	5,076	0	19,790	24,866	24,866	

※()内は、短時間勤務の再任用職員及びパートタイム会計年度任用職員について外書きしたものの。

区分	扶養手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職特別 勤務手当(千円)	地域手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務 手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)
補正後	71,982	125,748	1,185	207,270	1,326	199,986	31,288
補正前	71,982	125,748	225	207,270	1,326	181,156	31,288
比較	0	0	960	0	0	18,830	0

夜間勤務手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	退職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)
7,184		93,736	54,987	469,500	907,760	740,120
7,184		93,736	54,987	469,500	907,760	740,120
0		0	0	0	0	0

令和 6 年度生駒市一般会計補正予算（第 6 回）

令和 6 年度生駒市の一般会計の補正予算（第 6 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 280, 742 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 50, 943, 841 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表地方債補正」による。

令和 6 年 1 2 月 3 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		9,459,884	92,496	9,552,380
	1 国庫負担金	5,452,441	85,649	5,538,090
	2 国庫補助金	3,978,403	6,847	3,985,250
16 県支出金		3,592,576	46,280	3,638,856
	1 県負担金	2,401,770	42,825	2,444,595
	2 県補助金	941,613	3,455	945,068
19 繰入金		2,531,257	85,978	2,617,235
	1 基金繰入金	2,531,257	85,978	2,617,235
20 繰越金		1,494,614	148,543	1,643,157
	1 繰越金	1,494,614	148,543	1,643,157
21 諸収入		1,137,718	845	1,138,563
	4 雑入	1,128,745	845	1,129,590
22 市債		3,503,300	906,600	4,409,900
	1 市債	3,503,300	906,600	4,409,900
歳 入 合 計		49,663,099	1,280,742	50,943,841

歳 出

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費		19,623,615	280,123	19,903,738
	1 社会福祉費	9,895,347	3,400	9,898,747
	2 児童福祉費	7,721,917	276,723	7,998,640
4 衛生費		9,230,356	72,218	9,302,574
	1 保健衛生費	2,671,539	72,218	2,743,757
8 教育費		5,614,701	928,401	6,543,102
	3 中学校費	416,610	906,603	1,323,213
	4 幼稚園費	941,470	21,798	963,268
歳 出 合 計		49,663,099	1,280,742	50,943,841

第 2 表 繰 越 明 許 費 補 正

追加

[単位 千円]

款	項	事 業 名	金 額
総 務 費	総 務 管 理 費	企 画 事 務 費	4, 4 0 0
衛 生 費	清 掃 費	清 掃 リ レ ー セ ン タ ー 管 理 費	7, 0 9 5
土 木 費	道路橋梁及び河川費	道 路 橋 梁 維 持 補 修 費	4 4, 6 1 8
		橋 梁 予 防 保 全 事 業	1 5 0, 0 9 4
		道 路 新 設 改 良 事 業	6 4, 7 6 0
	都 市 計 画 費	生 駒 山 麓 公 園 管 理 費	2 4, 0 1 3
		北 部 地 域 整 備 促 進 事 業	3 5, 0 0 0
教 育 費	中 学 校 費	中 学 校 施 設 整 備 事 業	9 0 6, 6 0 3
	幼 稚 園 費	幼 稚 園 管 理 運 営 費	8, 6 3 7
	社 会 教 育 費	生 涯 学 習 施 設 整 備 事 業	7, 5 5 6

第 3 表 債 務 負 担 行 為 補 正

追加

[単位 千円]

事 項	期 間	限 度 額
居 場 所 づ く り 事 業 運 営 等 業 務	令和6年度から 令和8年度まで	14,930
交 通 費 等 助 成 業 務	令和6年度から 令和7年度まで	314,668
テレワーク&インキュベーション センター指定管理業務	令和6年度から 令和11年度まで	29,427
観 光 案 内 業 務	令和6年度から 令和11年度まで	14,770
校 務 支 援 シ ス テ ム 構 築 業 務	令和6年度から 令和7年度まで	50,980
壱分幼稚園園舎解体業務	令和6年度から 令和7年度まで	168,102
保育園・幼稚園検尿検便委託業務	令和6年度から 令和7年度まで	1,744
施 設 予 約 シ ス テ ム 構 築 業 務	令和6年度から 令和7年度まで	3,685

第 4 表 地 方 債 補 正

変更

[単位 千円]

起債の 目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の 方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の 方法	利 率	償還の方法
中学校 施設整備 事業	113,700	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる場合に ついて、利 率の見直し を行った後 において は、当該見 直し後の利 率)	政府資金につ いてはその融 資条件によ り、銀行そ 他の場合に はその債権 者と協定す るものとし る。ただし 、市財政の 都合により 据置期間及 び償還期限 を短縮し、 若しくは繰 上償還又は 低利に借換 えることが できる。	1,020,300	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる場合に ついて、利 率の見直し を行った後 において は、当該見 直し後の利 率)	政府資金につ いてはその融 資条件によ り、銀行そ 他の場合に はその債権 者と協定す るものとし る。ただし 、市財政の 都合により 据置期間及 び償還期限 を短縮し、 若しくは繰 上償還又は 低利に借換 えることが できる。

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 15 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
1 民生費国庫負担金	5,351,287	80,821	5,432,108	2 児童福祉負担金		80,821	子どものための教育・保育給付交付金
3 教育費国庫負担金	95,718	4,828	100,546	1 幼稚園費負担金		4,828	子どものための教育・保育給付交付金
計	5,452,441	85,649	5,538,090				

[単位 千円]

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
3 衛生費国庫補助金	1,649,007	6,847	1,655,854	1 保健衛生費補助金		6,847	母子保健衛生費補助金
計	3,978,403	6,847	3,985,250				

[単位 千円]

(款) 16 県支出金

(項) 1 県負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
1 民生費県負担金	2,319,967	40,411	2,360,378	2 児童福祉負担金		40,411	施設型給付費等県費交付金
4 教育費県負担金	47,859	2,414	50,273	1 幼稚園費負担金		2,414	施設型給付費等県費交付金
計	2,401,770	42,825	2,444,595				

[単位 千円]

(款) 16 県支出金

(項) 2 県補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
2 民生費県補助金	807,128	2,197	809,325	2 児童福祉補助金		2,197	施設型給付費等県補助金
6 教育費県補助金	49,860	1,258	51,118	2 幼稚園費補助金		1,258	施設型給付費等県補助金
計	941,613	3,455	945,068				

[単位 千円]

(款) 19 繰入金

(項) 1 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
16 財政調整基金繰入金	0	85,978	85,978	1 財政調整基金繰入金		85,978	
計	2,531,257	85,978	2,617,235				

[単位 千円]

(款) 20 繰越金

(項) 1 繰越金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
1 繰越金	1,494,614	148,543	1,643,157	1 繰越金		148,543	前年度繰越金
計	1,494,614	148,543	1,643,157				

[単位 千円]

(款) 21 諸収入

(項) 4 雑入

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
4 雑入	1,127,694	845	1,128,539	4 雑入		845	各種がん検診等個人負担金
計	1,128,745	845	1,129,590				

(款) 22 市債

(項) 1 市債

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
6 教育債	268,200	906,600	1,174,800	2 中学校債		906,600	中学校施設整備事業債
計	3,503,300	906,600	4,409,900				

歳 出

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				補正額		其 他			
				特 定 財 源	地 方 財 源				
6 介護保険費	1,646,399	3,400	1,649,799			一般財源	3,400	介護老人保健施設等管理委託料	
計	9,895,347	3,400	9,898,747				3,400		

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				補正額		其 他			
				特 定 財 源	地 方 財 源				
2 児童保育費	2,394,034	276,723	2,670,757	123,429 (国負)	80,821 (県負)		153,294	18 負担金補助及び交付金	
計	7,721,917	276,723	7,998,640				153,294		

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				補正額		其 他			
				特 定 財 源	地 方 財 源				
1 保健衛生総務費	1,095,205	18,344	1,113,549	6,847 (国補)	(諸) 845		10,652	12 委託料	
2 予防費	985,906	53,874	1,039,780				53,874	22 償還金利子及び割引料	
									22 償還金利子及び割引料
									22 償還金利子及び割引料

計	2,671,539	72,218	2,743,757	6,847		845	64,526		
---	-----------	--------	-----------	-------	--	-----	--------	--	--

(款) 8 教育費

(項) 3 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				特 定 財 源	その他				
					国 支 出 金	地 方 財 源			
3 中学校施設整備費	102,970	906,603	1,009,573	906,600		3	17,137	12 委託料 監理等委託料	
計	416,610	906,603	1,323,213	906,600		3		14 工事請負費 学校施設整備工事	

(款) 8 教育費

(項) 4 幼稚園費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				特 定 財 源	その他				
					国 支 出 金	地 方 財 源			
1 幼稚園費	927,174	20,808	947,982	8,500 (国負) 4,828 (県負) 2,414 (県補) 1,258		12,308	11 役務費 120 自動車保険料 107 13		
							12 委託料 132	安全装置脱着委託料	
							17 備品購入費 8,360	幼稚園用備品	
							18 負担金補助及び交付金 12,171	施設型給付費等負担金	
							26 公課費 25	自動車重量税	
2 幼稚園施設整備費	14,296	990	15,286			990	990	老分幼稚園こども園化準備業務委託料	
計	941,470	21,798	963,268	8,500		13,298			

令和6年度生駒市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）

令和6年度生駒市の国民健康保険特別会計の補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,951千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,527,981千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年12月3日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7 繰入金		889,617	1,951	891,568
	2 基金繰入金	33,432	1,951	35,383
歳 入 合 計		10,526,030	1,951	10,527,981

歳 出

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
8 諸支出金		15,100	1,951	17,051
	1 償還金及び還付加算金	15,100	1,951	17,051
歳 出 合 計		10,526,030	1,951	10,527,981

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 7 繰入金

(項) 2 基金繰入金

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 財政調整基金繰入金	33,432	1,951	35,383	1 財政調整基金繰入金	1,951	
計	33,432	1,951	35,383			

歳出

(款) 8 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節	説明		
				特定 国県支出金	財源				区分	金額
					地方債	その他				
3 償還金	1,000	1,951	2,951			1,951	22 償還金利子及び割引料	療養給付費交付金等精算返還金		
計	15,100	1,951	17,051			1,951				

議案第 84 号

生駒市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和6年12月3日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市行政組織条例の一部を改正する条例

生駒市行政組織条例（平成2年3月生駒市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表中「都市整備部
上下水道部」を「都市整備部」に改める。

第2条第1項の表経営企画部の項に次の1号を加える。

(6) 総合防災に関すること。

第2条第1項の表総務部の項第8号から第11号までを次のように改める。

(8) 市民相談に関すること。

(9) 交通安全に関すること。

(10) 公共交通に関すること。

(11) 消費生活その他の市民生活に関すること。

第2条第1項の表建設部の項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同項に次の1号を加える。

(4) 下水道に関すること。

第2条第1項の表上下水道部の項を削る。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

生駒市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和6年12月3日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の7第1項の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（同法第243条の2の8第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の市に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに関し必要な事項を定めるものとする。

(損害賠償責任の一部免責)

第2条 市は、市長等の市に対する損害を賠償する責任を、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条の4第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れさせるものとする。

(1) 市長 6

(2) 副市長、教育委員会の教育長若しくは委員、選挙管理委員会の委員又は

監査委員 4

(3) 公平委員会の委員、農業委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員
又は消防長 2

(4) 職員（前2号に掲げる職員を除く。） 1

附 則

この条例は、公布の日から施行し、市長等の同日以後の行為に基づく損害賠償責任について適用する。

議案第 86 号

生駒市テレワーク&インキュベーションセンター条例及び生駒市生涯学習施設条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和6年12月3日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市テレワーク&インキュベーションセンター条例及び生駒市生涯学習施設条例の一部を改正する条例

(生駒市テレワーク&インキュベーションセンター条例の一部改正)

第1条 生駒市テレワーク&インキュベーションセンター条例（平成28年10月生駒市条例第43号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表中「コワーキングスペース」を「パーソナルブース」に改め、同表に次のように加える。

チャレンジスペース 1 m ² につき	100 円	620 円	9,170 円
-----------------------------------	-------	-------	---------

第2条 生駒市テレワーク&インキュベーションセンター条例の一部を次のように改正する。

第2条の表中「生駒市テレワーク&インキュベーションセンター」を「生駒市テレワーク&インキュベーションセンター谷田町」に改め、同表に次のように加える。

生駒市テレワーク&インキュベーションセンター元町	生駒市元町1丁目6番12号
--------------------------	---------------

別表の1の表中「施設利用料金」を「生駒市テレワーク&インキュベーションセンター谷田町」に改め、同表備考中「相当する額」の次に「（以下「消費税等相当額」という。）」を加え、別表の2の表中「附属設備利用料金」を「附属設備」に改め、同表を別表の3の表とし、別表の1の表の次に次の1表を加える。

2 生駒市テレワーク&インキュベーションセンター元町

区分	1時間使用	1日使用	1月使用
オープンスペース 1人につき	610円	3,670円	55,000円
パーソナルブース 1人につき	710円	4,280円	64,170円
セミナールーム 1㎡につき	30円	180円	
チャレンジスペース 1㎡につき	100円	620円	9,170円

備考 この表の利用料金の上限額には、消費税等相当額を含む。

（生駒市生涯学習施設条例の一部改正）

第3条 生駒市生涯学習施設条例（平成23年9月生駒市条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の表会議室206の項を削る。

附 則

（施行期日）

- この条例は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 公布の日

(2) 第1条の規定 令和7年4月1日

(3) 第3条の規定及び附則第3項の規定 令和7年9月1日

(準備行為)

2 生駒市テレワーク&インキュベーションセンター条例第3条に規定する指定管理者の指定の手續並びに同条例第7条の規定に基づく使用の許可及び当該許可に係る手續に関する行為は、前項第2号に掲げる規定の施行の日及びこの条例の施行の日前においても行うことができる。

(経過措置)

3 第3条の規定による改正後の生駒市生涯学習施設条例別表第1の規定は、附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

生駒市下水道事業経営審議会条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和6年12月3日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市下水道事業経営審議会条例

(設置)

第1条 本市の下水道事業の適正かつ効率的な経営を図るため、生駒市下水道事業経営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 下水道事業の経営に関すること。
- (2) 下水道使用料に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問に係る調査審議が終了したときまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 88 号

奈良県広域水道企業団への水道事業の統合に伴う関係条例の整理に
関する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 2 月 3 日

生駒市長 小 紫 雅 史

奈良県広域水道企業団への水道事業の統合に伴う関係条例の整理に関する
条例

(生駒市水道事業の設置等に関する条例等の廃止)

第 1 条 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 生駒市水道事業の設置等に関する条例（昭和 4 3 年 2 月生駒市条例第 1 号）
- (2) 生駒市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 4 3 年 2 月生駒市条例第 2 号）
- (3) 生駒市水道事業給水条例（昭和 3 5 年 1 2 月生駒市条例第 3 2 号）
- (4) 生駒市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成 2 4 年 1 2 月生駒市条例第 6 0 号）
- (5) 生駒市水道料金審議会条例（昭和 5 8 年 3 月生駒市条例第 1 1 号）

(生駒市自治基本条例の一部改正)

第 2 条 生駒市自治基本条例（平成 2 1 年 6 月生駒市条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「、固定資産評価審査委員会及び水道事業管理者」を「及び固定資産評価審査委員会」に改める。

(生駒市政治倫理条例の一部改正)

第3条 生駒市政治倫理条例（平成20年6月生駒市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、教育長及び水道事業管理者」を「及び教育長」に改める。

(生駒市行政手続条例の一部改正)

第4条 生駒市行政手続条例（平成9年3月生駒市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する管理規程」を削る。

(生駒市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部改正)

第5条 生駒市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和6年3月生駒市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「、同法第138条の4第2項に規定する規則その他の規程及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する管理規程」を「及び同法第138条の4第2項に規定する規則その他の規程」に改める。

(生駒市情報公開条例等の一部改正)

第6条 次に掲げる条例の規定中「、水道事業管理者」を削る。

(1) 生駒市情報公開条例（平成20年9月生駒市条例第31号）第2条第1号

(2) 生駒市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年12月生駒市条例第26号）第2条第2項

(3) 生駒市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年3月生駒市条例第

7号) 第12条第2項第3号

(4) 生駒市パブリックコメント手続条例(平成19年12月生駒市条例第25号) 第2条第2号

(生駒市職員定数条例の一部改正)

第7条 生駒市職員定数条例(昭和42年4月生駒市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第1条中「、監査委員及び水道」を「及び監査委員」に改める。

第2条第1項の表中「560人」を「597人」に改め、同表水道の事務局の職員の項を削る。

(生駒市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第8条 生駒市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成19年12月生駒市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第1条中「、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項並びに地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第38条第4項」を「並びに地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項」に改める。

第8条の見出し中「給与条例等」を「給与条例」に改め、同条第1項を次のように改める。

生駒市の一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年7月生駒市条例第23号。以下「給与条例」という。)第3条から第4条まで、第7条、第7条の2、第8条、第10条から第12条まで、第14条の2及び第16条の規定は、特定任期付職員には適用しない。

第8条第3項を削る。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される生駒市職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第9条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される生駒市職員の処遇等に関する

条例（平成11年3月生駒市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「企業職員である派遣職員及び」を削る。

第8条（見出しを含む。）中「企業職員又は」を削る。

（公益的法人等への生駒市職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第10条 公益的法人等への生駒市職員の派遣等に関する条例（平成14年3月生駒市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条中「企業職員である派遣職員及び」を削る。

第5条中「企業職員である職員及び」を削る。

第8条（見出しを含む。）中「企業職員又は」を削る。

第15条中「企業職員である職員及び」を削る。

（職員の定年等に関する条例の一部改正）

第11条 職員の定年等に関する条例（昭和59年4月生駒市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第6条中「及び生駒市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年2月生駒市条例第2号）第13条第1項」を削る。

（生駒市の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第12条 生駒市の一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年7月生駒市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び地方公営企業に勤務する者」を削る。

（生駒市職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第13条 生駒市職員の退職手当に関する条例（昭和47年10月生駒市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第1条中「企業職員及び」を削る。

（生駒市プロポーザル審査委員会条例の一部改正）

第14条 生駒市プロポーザル審査委員会条例（平成24年10月生駒市条例第

35号)の一部を次のように改正する。

第2条中「、教育委員会又は水道事業管理者」を「又は教育委員会」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(生駒市水道事業の設置等に関する条例の廃止に伴う経過措置)

2 地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第40条の2第1項の規定により作成する令和6年10月1日から令和7年3月31日までの水道事業の業務の状況を説明する書類については、第1条第1号の規定による廃止前の生駒市水道事業の設置等に関する条例第7条(予算の概要及び事業の経営方針に係る部分を除く。)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条中「管理者」とあるのは、「市長」とする。

(生駒市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の廃止に伴う経過措置)

3 第1条第2号の規定による廃止前の生駒市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定により支給すべき給与については、なお従前の例による。

生駒市体育施設の指定管理者の指定について

下記のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定による指定管理者の指定を行うことについて、同項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

生駒市生駒北スポーツセンター体育館、生駒市生駒北スポーツセンター野球場、生駒市生駒北スポーツセンターグラウンド、生駒市生駒北スポーツセンターグラウンドランニングトラック、生駒市生駒北スポーツセンターテニスコート、イモ山公園グラウンド、イモ山公園テニスコート、イモ山公園プール、生駒市北大和体育館、生駒市北大和野球場、生駒市北大和グラウンド、生駒市総合公園体育館、生駒市総合公園グラウンド、生駒市総合公園テニスコート、生駒市総合公園相撲場、生駒市市民体育館、生駒市武道館、滝寺公園テニスコート、生駒市健民グラウンド、生駒市健民テニスコート、むかいやま公園体育館、むかいやま公園グラウンド、むかいやま公園テニスコート、生駒市小平尾南体育館及び生駒市小平尾南少年グラウンド

2 指定管理者となる団体の名称及び主たる事務所の所在地

一般財団法人生駒市スポーツ協会

生駒市門前町9番20号

3 指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

令和6年12月3日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市体育施設の指定管理者の指定について

下記のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定による指定管理者の指定を行うことについて、同項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

生駒市井出山体育館、生駒市井出山グラウンド、生駒市浄化センターテニスコート及び生駒市井出山屋内温水プール

2 指定管理者となる団体の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社東京アスレティッククラブ
東京都中野区中野二丁目14番16号

3 指定の期間

令和7年4月1日から令和17年3月31日まで

令和6年12月3日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

議案第 91 号

奈良県広域水道企業団設立準備協議会の廃止に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定により、令和7年3月31日をもって奈良県広域水道企業団設立準備協議会を廃止することについて、関係地方公共団体と協議したいので、議会の議決を求める。

令和6年12月3日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

関係地方公共団体 奈良県、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、香芝市、宇陀市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野町、大淀町、下市町、磯城郡水道企業団及び奈良広域水質検査センター組合

議案第 92 号

奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び
同組合の規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、令和7年3月31日をもって奈良広域水質検査センター組合が解散することに伴い、同年4月1日から、同組合を奈良県市町村総合事務組合から脱退させ、及び同組合の規約を変更することについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年12月3日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

奈良県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約

奈良県市町村総合事務組合規約（平成20年奈良県指令市町村第1143号）
の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2中「、奈良広域水質検査センター組合」を削る。

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

生駒市固定資産評価審査委員会委員の選任について

生駒市固定資産評価審査委員会の委員に下記の者を選任したいから、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求めらる。

記

住 所 奈良市●●●●●●●●●●

氏 名 藤 村 光 世

生年月日 昭和●●年●●月●●日

住 所 大阪府東大阪市●●●●●●●●●●

氏 名 池 尻 隆 史

生年月日 昭和●●年●●月●●日

住 所 生駒市●●●●●●●●●●

氏 名 山 本 純 弥

生年月日 昭和●●年●●月●●日

令和6年12月3日提出

生駒市長 小 紫 雅 史